

体 育 施 設 貸 付 要 領

昭和 61 年 2 月 17 日
 昭和 61 年 4 月 5 日改正
 昭和 61 年 4 月 15 日改正
 昭和 62 年 1 月 31 日改正
 昭和 62 年 3 月 9 日改正
 平成 2 年 2 月 19 日改正
 平成 4 年 8 月 2 日改正
 平成 4 年 10 月 31 日改正
 平成 6 年 4 月 6 日改正
 平成 6 年 9 月 29 日改正
 平成 8 年 10 月 31 日改正
 平成 10 年 11 月 1 日改正
 平成 13 年 2 月 27 日改正
 平成 15 年 4 月 1 日改正
 平成 15 年 4 月 25 日改正
 平成 16 年 9 月 1 日改正
 平成 18 年 4 月 1 日改正
 平成 18 年 6 月 17 日改正
 平成 18 年 7 月 1 日改正
 平成 19 年 9 月 1 日改正
 平成 22 年 8 月 1 日改正
 平成 23 年 4 月 1 日改正
 平成 30 年 1 月 1 日改正
 令和 2 年 4 月 1 日改正
 令和 5 年 7 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団（以下「財団」という。）が鹿沼市から受託し維持・管理・運営する体育施設について、施設の設置目的に添って公平かつ有効利用を図るため鹿沼市都市公園条例（以下「公園条例」という。）及び鹿沼市体育館条例（以下「体育館条例」という。）に定めるほか、この要領による。ただし、広域交流施設である鹿沼総合体育館（以下「総合体育館」という。）については、この要領に定めるもののほか、別に定める「鹿沼総合体育館貸付要領」によるものとする。

(貸付の範囲)

第 2 条 貸付の範囲は次のとおりとする。

(1) 公園条例第 15 条に規定された財団に委託された施設

公 園 名	施 設 名
鹿沼運動公園 (以下「運動公園」という。)	野球場・球技広場・テニスコート・温水プール・陸上競技場 ・トレーニング室・卓球室

御 殿 山 公 園	野球場・テニスコート・武道館
千 手 山 公 園	市民プール
台 の 原 公 園	野球場
自然の森総合公園	総合体育館・野球場・テニスコート・サッカー場・フットサルコート
栗野総合運動公園	野球場・多目的球場・陸上競技場・テニスコート・ゲートボール場

(2) 体育館条例第2条に規定された施設のうち次の施設

鹿沼市体育館

(3) 栗野勤労者体育センター条例に規定された施設

鹿沼市栗野勤労者体育センター

(4) 栗野トレーニングセンター条例に規定された施設

鹿沼市栗野トレーニングセンター

(5) B&G 栗野海洋センター条例に規定された施設

B&G 栗野海洋センター

(施設の休場日等)

第3条 施設の休場日及び休館日は、次のとおりとする。

公 園 名	施 設 名	休 場 日 ・ 休 館 日
運 動 公 園	野球場・球技広場・テニスコート・陸上競技場	12月29日～1月3日
	温水プール	毎週月曜日（国民の祝日にあたるときは翌日）及び12月29日～1月4日
	トレーニング室・卓球室	毎週月曜日（国民の祝日に当たるときは翌日）及び12月29日～1月3日
御 殿 山 公 園	野球場・テニスコート・武道館	12月29日～1月3日
千 手 山 公 園	市民プール	別に定める。
台 の 原 公 園	野球場	12月29日～1月3日
自然の森総合公園	総合体育館	12月29日～1月3日
	野球場・テニスコート	
	サッカー場・フットサルコート	
鹿沼市体育館		12月29日～1月3日
栗野総合運動公園		
栗野勤労者体育センター		
栗野トレーニングセンター		
	B&G 栗野海洋センター	別に定める

2 その他、都合により変更又は臨時休場及び休館することがある。

(貸付の時間)

第4条 公園条例第6条第2項及び体育館条例第7条に基づく貸付時間は次のとおりとする。

- (1) 鹿沼市都市公園条例に該当する体育施設：午前8時～午後9時の間で管理者が定めた時間
- (2) 体育館条例及び栗野勤労者体育センター条例、栗野トレーニングセンター条例、B&G 栗野海洋センター条例に該当する施設：午前9時～午後9時

2 前項の貸付時間を超えて使用するときの規定は、別に定める。

(貸付の手続き等)

第5条 体育施設の利用手続きは次のとおりとする。

(1) 利用申込

① 申込みは利用日の3月前の初日からとし(初日が鹿沼総合体育館休館日の場合は翌日)

「体育施設利用申請書」(以下「申請書」という。)に必要な事項を記入のうえ申請する。
ただし、施設利用調整会議により利用日が決定している利用者については、それ以前に申請することができる。

・受付初日は午前8時30分より鹿沼総合体育館で受付ける、その際の優先順位は窓口、電話の順とする。

・専用利用(仮予約)は、鹿沼市公共施設予約システムにおいて受付けるものとし、仮予約の審査、連絡調整は体育施設で行う、また専用利用に伴う使用料の徴収(納入)は鹿沼総合体育館・鹿沼運動公園・鹿沼市民文化センター・栗野総合運動公園にて行うものとする。

・鹿沼運動公園陸上競技場のサッカー利用については別に定める。

・栗野総合運動公園陸上競技場のサッカー利用については別に定める。

② 月間の利用については、月単位での申請をすることができる。

③ 申請受付場所及び時間は、次のとおりとする。

1) 鹿沼運動公園、鹿沼総合体育館、栗野総合運動公園、鹿沼市民文化センター

受付窓口	受付時間	休場日
運動公園	午前8時30分～午後5時 (温水プールは、各曜日の開場時間)	毎週月曜日、月曜日が祝日のときは、翌日
総合体育館	午前8時30分～午後9時 (日曜日・祝日は、午後5時まで)	〃
市民文化センター	午前8時30分～午後9時	毎週火曜日、火曜日が祝日のときは、翌日
栗野運動公園	午前8時30分～午後5時	毎週月曜日、月曜日が祝日のときは、翌日

2) 千手山公園市民プール

ア 市民プール窓口：プール開設期間中の午前10時～午後5時

イ 団体等で利用する場合は、総合体育館、運動公園、市民文化センターへ利用日以前に申請することができる。

3)B&G 栗野海洋センター

B&G 栗野海洋センター窓口、プール開設中の午前 10 時～午後 5 時

4)電話予約申込み

ア 公共施設予約システムにて受付ける。

イ 運動公園施設の当日利用のみ、運動公園にて電話受付を行う。

ウ 栗野運動公園施設の当日利用のみ、栗野運動公園にて電話受付を行う。

(2)申請における留意事項は次のとおりとする。

①申請書の記入事項は次のとおりとする。

- 1)申請者・利用者の氏名及び住所・連絡先
- 2)利用年月日及び利用時間・利用人員・申請年月日
- 3)利用施設及び付帯設備

②台帳の確認事項は次のとおりとする。

- 1)施設台帳の日時の確認
- 2)その利用状況の有無

③内容の把握事項は次のとおりとする。

- 1)利用目的
- 2)設置目的との照合

④事前打ち合わせ必要事項は次のとおりとする。

- 1)大会等における申請以外の施設の利用が予想されるとき
- 2)付帯設備を利用するとき
- 3)事前準備を必要とするとき
- 4)物品等の搬入が伴うとき
- 5)申請時間以前に開錠を必要とするとき
- 6)雨天等の施設利用に関しての連絡を必要とするとき
- 7)その他

⑤物品等の貸出については「体育施設付帯設備・物品貸出要領」に基づくものとする。

⑥施設の利用は「体育施設利用許可書」並びに「鹿沼総合体育館利用許可書」（以下「許可書」という。）の提示をもって開錠する。

(3)使用料の徴収及び許可書の交付

①利用の許可を認められたものについては、使用料の徴収をもって許可書を交付する。

②使用料は、公園条例及び体育館条例に基づき現金にて徴収する。

③使用料は、受領後レジにより登録し、レシートを発行する。領収書を求められた場合は、別に財団の領収書を発行することができる。なお、野外施設については、施設長が特に認める団体に対し、その団体が定期継続して大会等で使用する時、各月末精算納入方式を認めることができる。

(4)使用料等免除の取扱い

①使用料等の免除の取扱いについては、鹿沼市教育委員会が定めた規定に基づくものとする。
(事前打合わせ)

第 6 条 施設利用の円滑化を図るため、事前に打合わせを必要とするものは、次のとおり行うも

のとする。

(1) 打合わせは、利用日の10日前までには完了するものとし、総合体育館より連絡する。

(2) 大会等開催する団体については、大会要綱・プログラム等を提出するものとする。

(物品等の貸出)

第7条 施設利用及びその他において、備品等を使用する場合は、「体育施設付帯設備・物品貸出要領」に基づき手続きするものとする。

(許可書の提示及び開錠・閉錠)

第8条 施設を利用するものは、次のとおり許可書を提示し、施設の開場を受ける。

(1) 利用許可を受けたものが利用するときは、次のところへ許可書を提示しなければならない。

①運動公園：運動公園窓口

②総合体育館及びサッカー場、フットサルコート：総合体育館窓口

③栗野総合運動公園：栗野総合運動公園管理事務所

(2) 施設の開錠は、許可書の提示をもって行い、次のとおりとする。

①運動公園：職員による施設の開錠・閉錠

②御殿山公園武道館：利用者による開錠・閉錠

③総合体育館及びサッカー場、フットサルコート：職員による施設の開錠・閉錠

④鹿沼市体育館：利用者による開錠・閉錠

⑤その他の施設：利用者による門扉の開錠・閉錠

⑥栗野総合運動公園：職員による施設の開場・閉場

(利用後の現状回復及び確認)

第9条 施設利用後は、施設の整備・清掃を義務とし、原状の回復に努め、係員の立ち会い確認をもって終了とする。なお、施設の整備・清掃は次のとおりとする。

(1) 野球場・球技広場・多目的球場

①ならし棒による内外野の凸凹の整備

②コートブラシによる内野の不陸の整備

③ベンチ内の清掃

(2) テニスコート

①コートブラシによるコートの仕上げ

②ネットのワイヤーゆるめ(全天候含む。)

(3) 陸上競技場

①ならし棒によるトラック・フィールドの凸凹の整備

②投てき競技後の痕跡の芝生目土

③コートブラシによるトラック・フィールドの仕上げ

(4) 武道館・体育館(勤労者体育センター・栗野トレーニングセンターを含む)

①床のカラ拭き

②畳はき掃除

(5) サッカー場・フットサルコート

①ピッチ及びベンチ周辺の清掃

(使用料の還付及び振替)

第10条 公園条例第10条による使用料の還付は、次の各号に該当する場合取り扱うものとする。

(1)屋外体育施設において天候等により利用できなかった場合。

(2)利用しようとする3日前までに利用取り消しの申し出があった場合。

2 利用の取り消し及び天候等により、利用ができない施設については、総合体育館、運動公園及び市民文化センターにおいて証明をするものとする。ただし還付の申し出がなされたものについては、体育施設利用許可取消届に必要な事項を記入のうえ申請するものとする。

3 還付の手続きについては、総合体育館で行う。

(遵守事項)

4 天候等環境的要因に伴う使用料を伴わない予約中止

次の理由による予約中止は使用3日前から受付し使用料を還付する。

(1)熱中症危険情報によるもの

日本気象協会が発表する最高気温(乾球温度)が35℃(日本スポーツ協会が推奨する運動禁止温度)を超える場合、また当日の温度が31℃(日本スポーツ協会が推奨する運動嚴重警戒温度)を超える場合。

*上記理由により貸出中止となった施設において、別利用者が使用する希望があった場合は利用者の責任において貸し出すものとする。

(2)天候予報状況によるもの

① 台風

日本気象協会が発表する台風の進路予想の暴風域(気象庁で示す赤ライン)が当該施設が含まれる場合

② 豪雨

日本気象協会が発表する降雨予報において日量100mm以上の降雨または、利用時間内の時間あたり降雨量が30mmを超える場合

③ 日本気象協会が発表する利用前日の降雨予報において日量10mm以上の降雨または、利用時間内の時間あたり降雨量が1mmを超える場合

④ 降雪

日本気象協会が発表する降雪予報において、鹿沼市に利用時間内の降雪(曇含む)がある場合

(3)地震災害

利用3日前から当日に鹿沼市において震度5以上を記録した場合

(4)疾病

厚生労働省が定める感染症区分第1類から4類の疾病が利用者またその家族に発生した場合(第5類に含まれる季節性インフルエンザ及びコロナウィルス感染症は含まない)

第11条 施設利用上の遵守事項は次のとおりとする。

(1)利用の許可を受けた者はその権利を他人に譲渡、又は転貸利用させてはならない。

(2)施設利用時間を厳守し、利用後は速やかに退場する。

(3)施設及び付帯設備・物品等を破損又は汚損した場合は、総合体育館又は運動公園に連絡し、その指示により処置するものとする。

(4)この要領の事項を逸脱し、更に総合体育館又は鹿沼運動公園・栗野運動公園職員の指示及び指導に従わない場合には、利用を中止させることもある。

(行為の制限等)

第12条 公園条例第3条（行為の制限）・第4条（行為の禁止）・第5条（利用の禁止又は制限）等に関わる事項は、鹿沼市において処理するものとする。

(施設の貸付における留意事項)

第13条 施設の貸付において、各施設共通の留意事項は次のとおりとする。

(1)火気類の持ち込みについては、施設長が特に認めるもの以外、使用は認めないものとする。

(2)駐車場以外の車両の乗り入れは、原則として認めないものとする。

(3)施設利用時間は、公園条例第6条に基づくものとする。

(4)施設利用は、許可書をもって入場とし、利用時間内に整備・清掃を終了し、その旨を報告するものとする。

(5)第12条（行為の制限等）に規定する事項。

(6)競技場内での飲食、喫煙は禁止とし、ゴミは持ち帰りを励行する。

2 各施設ごとの貸付における留意事項は、次のとおりとする。

(1)鹿沼運動公園

①野球場

ア 貸付の範囲

- ・野球場
- ・内外野スタンド

イ 付帯設備

- ・スコアボード、判定表示操作盤、放送器具
- ・本部席、選手控室、審判室、ブルペン、ダックアウト、シャワー室
- ・整備・清掃用具一式、ベース一式
- ・照明設備

ウ 貸付の制限

- ・内外野スタンド及び本部席は、打ち合わせのないものについての開錠は、行わないものとする。
- ・設置目的以外の貸出は、行わないものとする。

②球技広場

ア 貸付の範囲

- ・野球場2面

イ 付帯設備

- ・スコアボード、ダックアウト
- ・整備・清掃用具一式、ベース一式

ウ 貸付の制限

- ・設置目的以外の貸出は、行わないものとする。

- ・硬式・準硬式球を使用する大会・練習試合は禁止する。
- ・硬式・準硬式球を使用する練習でのフリー打撃練習は禁止する。
(トスバッティングによる守備練習、キャッチボール練習等、競技場外の周囲の安全を確実に確保出来る練習に限り利用を認めるものとする)

③テニスコート

ア 貸付の範囲

- ・砂入り人工芝コート7面

イ 付帯設備

- ・クラブハウス
- ・ダックアウト、審判台7台
- ・整備・清掃用具一式

ウ 貸付の制限

- ・コート内は、下駄、革靴、ハイヒール等での入場を禁止する。

④陸上競技場

ア 貸付の範囲

- ・走路、走り幅跳び・走り高跳び・投てきの各ピット
- ・インフィールド

イ 付帯設備

- ・観客用スタンド
- ・雨天走路
- ・更衣室、シャワー室、式台
- ・整備・清掃用具一式

ウ 貸付の制限

- ・個人への備品の貸出は、スターティングブロック、走り幅跳びセット、ハードルとする。
- ・高校生以下の利用者が、投てき競技（槍投げ、円盤投げ、ハンマー投げ、砲丸投げ）を行うときは、責任の取れる保護者の同伴を必要とする。
- ・サッカー利用については別に定める。

⑤トレーニング室

ア 貸付の範囲

- ・設置器具

イ 貸付の制限

- ・未就学児の入場は、保護者の同伴を必要とする。
- ・設置目的以外の器具の持ち込みは禁止する。
- ・土足での入場を禁止する。

ウ 利用申し込み

- ・随時運動公園事務所窓口に応じ込むものとする。

エ 利用時間

- ・開場時間内でレシート提示により入退場を自由とするものとする。

⑥卓球室

ア 貸付の範囲

- ・卓球台 8 台

イ 貸付の制限

- ・卓球台 1 台につき 2 名までの利用とし、原則としてダブルスの利用は禁止する。
- ・土足での入場を禁止する。

ウ 利用申し込み

- ・随時運動公園事務所窓口に応じ込むものとする。

⑦温水プール

ア 貸付の範囲

- ・25m プール

イ 付帯設備

- ・採暖室、シャワー室、更衣室
- ・ビートパン、ヘルパー、コースロープ
- ・ギャラリー

ウ 利用の制限

- ・3歳未満の者の入場を禁止する。
- ・未就学児及び小学低学年の入場は、水着着用の上保護者の同伴を必要とする。
- ・設置目的以外の物品は、持ち込み禁止とする。
- ・酒気帯びの入場は禁止する。
- ・利用者は、掲示案内に記載する事項を遵守しなければならない。

エ 利用時間

- ・火曜日～金曜日 午後 1 時～午後 9 時
- ・土曜日 午前 10 時～午後 9 時
- ・日曜日・祝日 午前 10 時～午後 5 時

(2) 御殿山公園

①野球場

ア 貸付の範囲

- ・野球場 1 面
- ・周辺スタンド

イ 付帯設備

- ・スコアボード、判定表示操作盤
- ・審判席
- ・整備・清掃用具一式、ベース一式
- ・照明設備

ウ 貸付の制限

- ・審判席の利用は、打ち合わせのないものには開錠しないものとする。
- ・設置目的以外の貸出は、行わないものとする。
- ・硬式・準硬式球を使用する大会・練習試合は禁止する。

- ・硬式・準硬式球を使用する練習でのフリー打撃練習は禁止する。
(トスバッティングによる守備練習、キャッチボール練習等、競技場外の周囲の安全を確実に確保出来る練習に限り利用を認めるものとする)

②テニスコート

ア 貸付の範囲

- ・クレークコート2面

イ 付帯設備

- ・審判台2台
- ・整備・清掃用具一式

ウ 貸付の制限

- ・コート内は、下駄・革靴・ハイヒール等での入場を禁止する。

③武道館

ア 貸付の範囲

- ・柔道場
- ・剣道場
- ・弓道場(立討ち5席)
- ・会議室
- ・軽運動場

イ 付帯設備

- ・更衣室
- ・湯沸し室
- ・姿見(4枚)、清掃用具一式
- ・畳144畳、巻ワラ2台
- ・長テーブル15台、椅子45脚

ウ 貸付の制限

- ・設置物品の持ち出しは禁止する。
- ・土足での入場は禁止する。
- ・設置目的以外の貸出は、行わないものとする。
- ・弓道場を中学生以下の利用者が使用するときは、指導者(学校部活動教諭、または弓道有段者)の同伴を必要とする。

エ 施設の開錠・閉錠

- ・申請時に受理した鍵により利用者が開錠・閉錠する。利用後は消灯・戸締まりを確認し、鍵を投函箱に投入するものとする。

(3)千手山公園

①市民プール

ア 利用の範囲

- ・50mプール
- ・25mプール
- ・子供プール

イ 付帯設備

- ・更衣室

ウ 利用の制限

- ・未就学児は、水着着用の保護者の同伴を必要とする。
- ・50mプール利用は、小学2年生以下の入場を禁止する。ただし、保護者付き添いによる50メートルプール利用申請書提出者は利用できるものとする。
- ・掲示案内に記載する事項の遵守

エ 利用時間

- ・午前10時～午後5時

(4) 台の原公園

① 野球場

ア 貸付の範囲

- ・野球場

イ 付帯設備

- ・整備・清掃用具一式、ベース一式

ウ 貸付の制限

- ・設置目的以外の貸付は、行わないものとする。
- ・夜間照明を使用するときは、利用種目をソフトボールに限定するものとする。
- ・硬式・準硬式球を使用する大会・練習試合は禁止する。
- ・硬式・準硬式球を使用する練習でのフリー打撃練習は禁止する。

(トスバッティングによる守備練習、キャッチボール練習等、競技場外の周囲の安全を確実に確保出来る練習に限り利用を認めるものとする)

(5) 自然の森総合公園

① 総合体育館は、別に定める。

② 野球場

ア 貸付の範囲

- ・野球場

イ 付帯設備

- ・整備・清掃用具一式、ベース一式

ウ 貸付の制限

- ・設置目的以外の貸付は、行わないものとする。

③ テニスコート

ア 貸付の範囲

- ・砂入り人工芝2面

イ 付帯設備

- ・審判台2台
- ・整備・清掃用具一式

ウ 貸付の制限

- ・コート内は、下駄・革靴・ハイヒール等での入場は禁止する。

- ・硬式・準硬式球を使用する大会・練習試合は禁止する。
- ・硬式・準硬式球を使用する練習でのフリー打撃練習は禁止する。
(トスバッティングによる守備練習、キャッチボール練習等、競技場外の周囲の安全を確実に確保出来る練習に限り利用を認めるものとする)

④サッカー場

ア、貸出しの範囲

- ・サッカー場……人工芝ピッチ1面
- ・フットサルコート……人工芝ピッチ1面

*サッカー場については、種目、内容等によりピッチの分割利用ができる。

イ、付帯設備・用具等

- ・レストハウス（更衣室、シャワー室、談話室外）
- ・放送施設
- ・夜間照明施設
- ・ゴール（一般用、ジュニア用、ミニサッカー用、フットサル用）
- ・スポーツタイマー及び得点板等

ウ、利用の制限

- ・ピッチ内でのアクセサリ等を身につけての入場及びプレーを禁止する。
- ・下駄及びハイヒール等での入場を禁止する。
- ・利用案内に記載する事項を厳守する。

(6) 体育館

①鹿沼市体育館

ア 貸付の範囲

- ・バレーコート2面、バスケットコート1面、バドミントンコート4面
- ・卓球台20台

イ 付帯設備

- ・長テーブル30台、椅子200脚
- ・ステージ、放送器具
- ・防球フェンス
- ・整備・清掃用具一式

ウ 貸付の制限

- ・土足での入場を禁止する。
- ・設置目的以外の貸付は、行わないものとする。

エ 施設の開錠・閉錠

- ・申請時に受理した鍵により利用者が開錠・閉錠する。利用後は消灯・戸締まりを確認し、鍵を投函箱へ投入するものとする。

(7) 栗野総合運動公園

① 野球場

ア 貸付の範囲

- ・野球場1面

- ・周辺スタンド
- イ 付帯設備
 - ・スコアボード
 - ・審判席
 - ・整備・清掃用具一式、ベース一式
 - ・照明設備
- ウ 貸付の制限
 - ・審判席の利用は、打ち合わせのないものには開錠しないものとする。
 - ・設置目的以外の貸出は、行わないものとする。
 - ・硬式・準硬式球を使用する大会・練習試合は禁止する。
 - ・硬式・準硬式球を使用する練習でのフリー打撃練習は禁止する。
 - (トスバッティングによる守備練習、キャッチボール練習等、競技場外の周囲の安全を確実に確保出来る練習に限り利用を認めるものとする)
- ② 多目的球場
 - ア 貸付の範囲
 - ・野球場1面
 - イ 付帯設備
 - ・整備・清掃用具一式、ベース一式
 - ・照明設備
 - ウ 貸付の制限
 - ・審判席の利用は、打ち合わせのないものには開錠しないものとする。
 - ・設置目的以外の貸出は、行わないものとする。
 - ・硬式・準硬式球を使用する大会・練習試合は禁止する。
 - ・硬式・準硬式球を使用する練習でのフリー打撃練習は禁止する。
 - (トスバッティングによる守備練習、キャッチボール練習等、競技場外の周囲の安全を確実に確保出来る練習に限り利用を認めるものとする)
- ③ テニスコート
 - ア 貸付の範囲
 - ・砂入り人工芝コート3面
 - イ 付帯設備
 - ・審判台3台
 - ・整備・清掃用具一式
 - ・照明設備
 - ウ 貸付の制限
 - ・コート内は、下駄、革靴、ハイヒール等での入場を禁止する。
- ④ 陸上競技場
 - ア 貸付の範囲
 - ・走路、走り幅跳び・走り高跳び・投てきの各ピット
 - ・インフィールド

イ 付帯設備

- ・観客用スタンド
- ・雨天走路
- ・更衣室、シャワー室、式台
- ・整備・清掃用具一式

ウ 貸付の制限

- ・サッカー利用については別に定める。

⑤ゲートボール場

ア 貸付の範囲

- ・クレークコート 4面
- ・整備・清掃用具一式

ウ 貸付の制限

- ・コート内は、下駄、革靴、ハイヒール等での入場を禁止する

(規定備品以外の使用料)

第14条 規定備品以外の使用料は、次により徴収し財団収入とする。

区 分		金 額		備 考
		片 面	両 面	
コピー (1枚)	複写機使用	10円	15円	
ファクシミリ (1枚)		30円		

鹿沼運動公園陸上競技場におけるサッカー利用の制限について

1. 貸出の期間等

- ① 原則として調整会議による大会利用を含めて、夏季（5月～10月）は利用後、利用日を含む7日間を養生期間とし、冬季（11月～4月）は利用後、利用日を含む14日間を養生期間とする。
但し、サッカーフェスティバル等（市サッカー協会主催）の事業については協議するものとする。
- ② 夏季の1日の最大利用時間は8時間（午前9時～午後5時）、3試合までとし、冬季は1日の最大利用時間は6時間（午前10時～午後4時）、2試合までとする。
- ③ 利用は1日、利用時間に関わらず1団体のみとする。
- ④ 鹿沼運動公園管理事務所閉場日は利用出来ないものとする。

2. 天候等

- ⑤ 公式大会以外の練習試合、練習利用については雨天、降雪また降雨後、降雪後、霜等によるグラウンドコンディション不良時は利用中を含めて利用を中止するものとし、その判断は管理者が行う。

3. 種目等

- ⑥ ジュニアサッカー等ハーフサイズで利用する場合、公式大会であってもサイドライン審判のスパイク使用を禁止とする。

4. 申込受付

- ⑦ サッカー利用の予約受付は鹿沼運動公園管理事務所において行う。
- ⑧ 予約システムは保守表示とする。
- ⑨ その他は体育施設貸付要項に準ずる。

5. その他

- ⑩ 公式大会とは県、市協会が主催する大会、また加盟団体が主催する大会であり、個人やチーム毎による大会は公式大会とは認めない。
- ⑪ アメリカンフットボールはこの制限を適用する。
ラグビーの利用は基本的に認めない。
- ⑫ グランドゴルフ・ゲードボールはこの制限の適用外とするが、利用条件は管理者と協議するものとする。

栗野運動公園陸上競技場におけるサッカー利用の制限について

1. 貸出の期間等

- ① 原則として調整会議による大会利用を含めて、夏季（5月～10月）は利用後、利用日を含む14日間を養生期間とし、冬季（11月～4月）は養生期間としサッカーの貸出を中止する。
- ② 夏季の1日の最大利用時間は8時間（午前9時～午後5時）、3試合までとし、利用は1日、利用時間に関わらず1団体のみとする。
- ③ 栗野運動公園管理事務所閉場日は利用出来ないものとする。

2. 天候等

- ④ 公式大会以外の練習試合、練習利用については雨天、降雪また降雨後、降雪後、霜等によるグラウンドコンディション不良時は利用中を含めて利用を中止するものとし、その判断は管理者が行う。

3. 種目等

- ⑤ ジュニアサッカー等ハーフサイズで利用する場合、公式大会であってもサイドライン審判のスパイク使用を禁止とする。

4. 申込受付

- ⑥ サッカー利用の予約受付は鹿沼運動公園・栗野総合運動公園管理事務所において行う。
- ⑦ 予約システムは保守表示とする。
- ⑧ その他は体育施設貸付要項に準ずる。

5. その他

- ⑨ 公式大会とは県、市協会が主催する大会、また加盟団体が主催する大会であり、個人やチーム毎による大会は公式大会とは認めない。
- ⑩ アメリカンフットボールはこの制限を適用する。
ラクビーの使用は基本的に認めない。
- ⑪ グランドゴルフ・ゲードボールはこの制限の適用外とするが、利用条件は管理者と協議するものとする。